

流山市農業委員会  
令和2年第7回  
総会議事録

令和2年7月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和2年第7回総会議事録

1 期　　日　　令和2年7月10日(金)

2 場　　所　　流山市役所301会議室

3 議　長　名　　水代 啓司

4 署名委員　　9番 山崎 日出男  
　　　　　　　10番 小倉 節子

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小倉 節子
11番 水代 啓司	
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名　　副主査　　斎藤 恒夫

8 事務局　　事務局長　　恩田 一成  
　　　　　　事務局次長　　染谷 晃  
　　　　　　事務局事務員　　小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について (継続審査) .....	1
(2) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について .....	4
(3) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について (恒久転用) .....	5
(4) 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について .....	7
(5) 議案第33号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について .....	9
(6) 議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について .....	11
(7) 議案第35号 農地所有適格法人報告書の提出について .....	12
(8) 報告第21号 生産緑地買取り申出による農業従事者の斡旋について .....	15
(9) 報告第22号 合意解約の通知について .....	15
(10) 報告第23号 転用許可に伴う工事完了の報告について .....	16
(11) 報告第24号 専決処理の報告について .....	16

▲開会 午後4時2分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

9番 山崎委員、10番 小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斎藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案について、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、前回継続審査になりました議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第35号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの7議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第21号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第24号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について(継続審査)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第28号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(継続審査)  
次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和2年7月10日提出

本案につきましては、先月の総会にて継続審査となりました案件です。

権利者は、柏市中央町に住所を有する農地所有適格法人です。

申請がありました土地は、流山市平方の現況畠2筆、面積1, 226平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買にて取得するものです。

議案案内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」(継続審査)についてご報告いたします。

本案については、先月の総会において継続審査となった案件であり、改めて、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1. 7キロメートルに位置している現況畠2筆で、面積1, 226平方メートルであります。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で3, 000万円とのことでした。

申請地の畠は、投影している写真のとおり、耕起作付け済みの状態でした。

権利者は、農地所有適格法人として、報告書を提出している法人です。

法人の概要についてですが、事業内容は、農産物の生産・販売、農業コンサルタント等で、現在、我孫子市等で事業を展開している法人です。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は、流山市内で約0. 2ヘクタール、我孫子市内で約0. 4ヘクタールの所有農地で耕作を行うほか、農作業の受託を行うなどで、農業従事者はパート等を含めると全体で10名のことです。

権利移転後の作付計画につきましては、菊芋やヤーコンを考えているとのことでした。

なお、現在の流山市内の農地の耕作状況について確認したところ、社員1名が我孫子と流山を行き来しつつ、一部は近隣農家の手助けを受けているとのことです。

今後は、手助けを受けつつも、社員1名は流山専属にし、耕作する予定とのことです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一

致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆1番(鈴木委員) スクリーン上の写真の撮影時期はいつですか。

○事務局(染谷次長) 5月下旬です。

◆1番(鈴木委員) 申請場所にお近くの金子委員にもお聞きしますが、申請場所は草だらけのように私も見受けたのですが、現状ではいかがですか。

○金子委員 私が見てる範囲では、現在、芋類が植えられています。

ご指摘の点ですが、この長雨で地面がだいぶ緩んでおり、中に入れずに、草は伸びている現状です。

○事務局(染谷次長) 写真撮影は5月下旬です。

また、7月6日の小委員会において現地を確認しております。その際も菊芋類が植えられている状況でした。

◆1番(鈴木委員) 草の繁茂状況はどうですか。

○事務局(染谷次長) 農地の耕作部全体が繁茂している状況ではありませんでした。

この時期の草の伸びは早いですので、若干伸びている期間があったようですが、菊芋類の生育地全体ではありませんでした。

◆1番(鈴木委員) 私がここを見た時期にもよるのでしょうか、課題はこの農地が正しく管理されるのかが気になりました。

(この法人が所有する)流山市内の南地区では、(所有している法人と)別の方が耕作管理されているようですが、申請されたこの農地がどのように管理されるのかを確認したかったところです。

○事務局(染谷次長) 7月6日の小委員会ヒアリングでは、流山市内で実際の作付けはできますかと申請者に質問しました。

これに対して、必ず流山市専従の担当社員と旧所有者等の協力を得て行うと回答がありました。

○水代議長 菊芋はどのくらい生育していましたか。

○金子委員 そんなには伸びていませんね。当該申請前は、長い期間にわたって休耕地でした。

○事務局(染谷次長) 6月の小委員会ヒアリングには、法人代表者が体調不良で欠席して説明の一部が不十分であり、継続審議となりましたが、7月の小委員会ヒアリングには法人代表者が出席して、実耕作は流山市内の方を交えて行っていくという回答が得られましたので、小委員会においては許可相当という結論となりました。

○水代議長 今回の小委員会での現地確認と委員長からの報告を持ちまして、採決をとさせていただき、ただ問題点としては、この後の作付けや実耕作が正しく行われるかに着目していかなければいけないと思います。

◎事務局(染谷次長) 7月6日のヒアリングにおきましても 農地所有適格法人報告書の定期的提出時に本耕作地を含む「作業日報」を提出させることを確約させました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、許可することに決定いたしました。

但し、この案件について、追跡調査して頂いて 農地所有適格法人報告の際には、作業日報の作成及びその提出をさせるように指導をお願いいたします。

また、これに加えて、周辺農地への影響を考慮して、日頃からの除草管理を行うよう伝達してください。

○水代議長 続きまして、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第30号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和2年7月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市名都借の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畠1筆 面積1,451平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買にて取得するものでございます。議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.4キロメートルに位置している畠1筆で、面積は1,451平方メートルで

あります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で131万7千円とのことでした。

申請地の畠は、投影している写真のとおり、草がやや繁茂した状態でしたが、権利者が刈り取ったのち、秋以降にブロッコリーやキャベツの作付けを計画しているとのことでした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことに基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続いて、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和2年7月10日提出

今月の申請は1件です

権利者につきましては、流山市東初石にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畠1筆、転用面積290平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅を建築するため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件あります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北東約1.6キロメートルに位置し、周囲は東側に柏市の市街化区域、その他を住宅地が取り囲む地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の土地』として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は贈与でございまして、転用目的は専用住宅を建築しようとするものでございます。

権利者は、流山市東初石にお住まいの方で、年齢は40歳です。

申請理由については、申請者は、現在アパートを借りていますが、今後の子供の成長等を考え、母親から土地を譲り受け、専用住宅を建築するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造2階建ての住宅を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを敷地境界に設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透ますに集水し、汚水は合併浄化槽にて処理後、前面道路の既設雨水管に接続し、排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は畠、東側は道路となっており、その他は義務者の所有する畠となっています。

次に、資金計画ですが、建設費や整備費あわせて3,330万円、全額申請者の夫が、自己資金及び金融機関からの借り入れで賄うとのことで、残高証明書、金融機関発行の融資証明書及び夫の名前による確約書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況な

どの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続いて、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第32号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和2年7月10日提出

はじめに、議案の1番と2番の権利者は同一であるため一括して説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆、合計面積3,093平方メートル。

利用権の設定期間は、1番は新規により3年間、2番は新規により6年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せてご参照ください。

続いて、議案の3番と4番の権利者は同一であるため一括してご説明いたします。

権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の畠4筆、合計面積4,513平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページから8ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が4件あります。

はじめに、1番と2番については権利者が同一のため、一括してご説明いたします。

1番は新たに3年間、2番は新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は67歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり代掻き済みの状態でした。

つづいて、3番と4番については権利者が同一のため、一括してご説明いたします。

3番、4番とも新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は220日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

以上のことともとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございました。

なお、本案の1番と2番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時36分 小菅委員退席)

○水代議長 これより、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号の1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の1番と2番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時37分 小菅委員入室)

○水代議長 続いて、本案の3番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審

議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後4時38分 金子委員退席)

○水代議長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(山崎委員) 地番の927番地ですが、搬入路はどこですか。

◎事務局(染谷次長) 議案案内図6ページですね。地図中央の金子様の北側部分から入っていくものです。(スクリーン上で示す。)

◆9番(山崎委員) はい分かりました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の3番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時39分 金子委員入室)

○水代議長 次に、本案の4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号の4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の4番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続きまして、議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第33号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願いがあつたので審議を求める。

令和2年7月10日提出

議案の1番と2番については、申請者が同一世帯で関連がありますので一括してご

説明いたします。

申請者は、流山市大畔にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畠5筆、面積776平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畠となっておりますが、現況は宅地として20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合せるために、証明願の提出があつたものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、9ページと10ページにございますので、ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

議案の1番と2番は申請者が同一世帯で関連があるため、一括して説明いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が主に平成17年に相続により取得した土地で、昭和45年以前より、配置図のように、宅地の一部として、倉庫を建築したり、庭先の一部として使用しているとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和45年2月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畠となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があつたものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続いて、議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第34号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和2年7月10日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要となる主たる従事者証明願の提出があったものであります。

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市おおたかの森西にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市おおたかの森西にあります畠2筆、面積2,452平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻で、妻の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、11ページにございますので併せてご参照ください。

ご説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましては、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の西約600メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻です。

従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の5月に農業従事が不可能と診断され、残った従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは難しいので、申請地の買取り申出を行うため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、現在の規模の農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第35号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第35号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和2年7月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりすることから、報告書の提出があつたものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市おおたかの森南及び流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有

適格法人要件確認書を作成しております。

流山市おおたかの森南にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和2年5月29日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

報告がありました法人の事業年度は、平成31年3月1日から令和2年2月29日までの1年間です。

経営面積についてですが、面積は0. 6ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、合同会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の販売、ファームレストランの経営、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており役員は2名であり年間150日以上従事していました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきました。

続きまして、流山市西深井にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和2年6月15日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

報告がありました法人の事業年度は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間です。

経営面積についてですが、面積は1. 53ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売、農作業の受託等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、100パーセントとなっておりました。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について適合しております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の51パーセントが農業常時従事者の株であります。

また、業務執行役員につきましては、役員の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきました。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の12ページから14ページ、2番の法人が15ページから16ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

○岡田委員長 議案第35号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件あります。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるとときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第7番(吉田委員) 事業の中に「農作業の受託等」とありますが、その内容はどういうものですか。

○水代議長 質問事項整理のため、暫時休憩とします。

(午後4時55分 休憩)

(午後5時5分 再開)

○水代議長 休憩前に続き、会議を再開します。

事務局、回答をお願いします。

○事務局(染谷次長) 農作業の受託等の内容についてですが、竹材チップや肥料化などを行っています。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。  
(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第35号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手、全員(多数)であります。  
よって議案第35号については、承認することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第21号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第21号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあつたので報告する。

令和2年7月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市美原の畠3筆、面積3,177.97平方メートルで、本年5月総会の議案第24号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、17ページになりますのでご参照いただきたいと存じます。

今後、買取り申出から3か月後の令和2年8月18日までに買取りの申し出がなかつた場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第22号「合意解約の通知について」報告を求めます。  
染谷次長。

○染谷次長 議案書の11ページをご覧ください。  
報告第22号

合意解約の通知について  
農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があつたので報告する。  
令和2年7月10日報告

合意解約が行われました農地は、流山市名都借にあります畠1筆、面積1,451平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、令和2年6月9日であります。

議案案内図につきましては、18ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第23号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の12ページをお開きください。  
報告第23号

転用許可に伴う工事完了の報告について  
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和2年7月10日報告

報告の1番と2番につきましては、今年1月の総会で審議がなされ、1月20日付けで、許可となった農地造成による一時転用案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

また、本件につきましては、先月10日に、中嶋委員、染谷委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第24号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の13ページをお開きください。  
報告第24号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 1筆 面積266平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

つぎに、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、4件 7筆 面積2, 324平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、18件 107筆 面積51, 746. 13平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、他の建物施設用地が3件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が15件、マンションの区分所有が3件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時18分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年7月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

小島日出男

流山市農業委員会委員

小倉節子